

松山市農業経営基盤の
強化の促進に関する
基本的な構想

令和8年9月 松山市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 松山市農業の現状と振興方針

松山市（以下「市」という。）は、愛媛県のほぼ中央部にあたる松山平野の中ほどに位置し、東北部の山地丘陵地域や、西南部の平坦地域、瀬戸内海に面した沿岸地域、島しょ部に至るまで、比較的温暖な瀬戸内型気候のもと果樹、水稻を基幹として多種多様な農産物が生産されている。

特に、沿岸地域や島しょ部は、かんきつ類を主体とした果樹地帯となっており、中でも本市特産のいよかんの生産規模は、全国一を誇っている。また、平坦地域の水田地帯では、稲作に加え、野菜、花き等の施設栽培も盛んになっている。

今後、果樹地帯においては、品種特性を生かした高品質果実の生産を進めるとともに、新品種の導入や、かんきつ類と落葉果樹、施設園芸を組み合わせた経営により、果樹産地としての再構築を図る。水田地帯では、需要に応じた米の計画的な生産と水田を有効活用した麦・大豆等の生産拡大を図るとともに、施設園芸等を組み合わせた高収益型の複合経営を導入して産地化を図ることとする。

また、農業生産振興の基盤となる優良農地については、松山農業振興地域整備計画に即し、その確保に努めるものとする。

さらに、本市農業の持続的な発展に不可欠な新規就農青年等を、地域農業の担い手としてだけでなく、地域社会の担い手として、その確保育成を強力に推進する。

2. 農業構造の実態

本市は、地方中核都市として大きく発展しており、他産業への就業機会も豊富なことから兼業化が著しく、加えて農業従事者の高齢化、後継者不足等が急速に進行し、農業の担い手不足が深刻化している。

こうした状況下で、市街化区域では農地の資産的保有傾向が強まっているものの、郊外の水田地帯では、組織経営体の立ち上げや農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）の参入により、担い手への農地の集積が進んでいる。

一方で、担い手不足により遊休農地が増加するこ

とで、鳥獣被害の増加や営農環境の悪化が進み、農業者の営農意欲の減退により、担い手不足に拍車がかかるという悪循環が生じている。

3. 農業経営基盤強化の方向

（1）構造再編の方向

市は、このような地域の農業構造の現状を踏まえ、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営指標は、市及び周辺市町において、現に成立している優良な事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたりおおむね400万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたりおおむね2,000時間）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

次に新規就農青年等の確保育成にあたっては、持続的な新規就農者の確保を目指し、45歳以上65歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、支援の対象とする。

また、自らが農業経営を開始しようとする新規就農青年等の経営が、おおむね軌道に乗る時点（就農後5年目）で、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者のおおむね8割の経営規模と年間農業所得（250万円）の水準を確保することを目標に定め、積極的にその支援を行うとともに、農業法人等に就農しようとする青年等も確保育成すべき担い手と位置付け支援の対象とする。

（2）構造再編の方法

市は、集落における話合いと農業者または農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、次の諸事項について具体的な活動を行うものとする。

① 農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）

第4条第3項に規定する農業経営基盤強化促進事業をいう。以下同じ。)、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号、以下「農地バンク法」という。)第2条第4項に規定する農地中間管理機構(以下「農地中間管理機構」という。)が行う農地中間管理事業(農地バンク法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。)及び特例事業(法第7条各号に掲げる事業をいう。以下同じ。)

(以下農地中間管理事業及び特例事業を総称して「農地中間管理事業等」という。)を積極的に活用し、土地利用型農業をはじめとした担い手の経営規模拡大を図る。

② 遊休農地等利用度の低い農用地の解消に向けて、有効利用の取組を推進する。

③ 農業機械・施設の共同利用及び農作物の団地化により農作業の効率化を促進する。

④ 消費者・実需者の多様なニーズに対応するため、生産・加工・流通の一体化等農業の6次産業化に向けた取組を推進する。

⑤ 生産組織を経営発展母体として実質的な作業単位の拡大を促進し、集落営農組織や法人形態への誘導を図る。

⑥ 女性農業者を重要な担い手として位置付け、法第12条第1項の農業経営改善計画の認定申請時の共同申請の推進や、集落における話合いに女性の参加を呼びかける等、女性農業者の経営参画を促進する。

⑦ 健全な農村コミュニティ形成のため、担い手と小規模農業者や土地持ち非農家との役割分担と連携協力を明確にする。

⑧ 法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)を農業経営体の望ましい姿として位置づけ、松山市農業委員会(以下「市農業委員会」という。)の支援による農用地の利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に対し重点的に実施する。

⑨ 新規就農青年等の確保育成にあたっては、就農候補者の募集から研修、就農、定着、経営改善に至る各段階に応じた、きめ細やかな施策を展開することとし、以下の取組を促進する。

ア. 意欲ある青年農業者等を一人でも多く確保し、地

域への定着を促進するため、農村青年のみでなく、農外からの新規参入者やUターン青年等を含め、幅広く就農を希望する人材の発掘に努めるとともに、就農の各段階に応じた指導助言を行う。

イ. 青年等が進んで就農できる環境づくりを推進するため、技術・経営・資金・農地・農村生活・仲間づくりや受入れ体制に関する情報の収集及び提供・相談活動を行う。

⑩ ①から⑨の活動の実施にあたっては、すでに地域で効率的かつ安定的な農業経営を営む者に必要な配慮を行う。



「地方中核都市として大きく発展した松山市」

淡路ヶ峠上空付近から松山市内、松山市

CC BY 4.0 (<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>)

第1に掲げる目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

目標営農類型一覧表

－詳細は後掲の目標営農類型基本的指標に記載のとおり－

経営体	営農類型	経営規模
個別経営体	①普通うんしゅう+いよかん+不知火+カラマンダリン	2.2ha
	②いよかん+不知火+せとか	1.8ha
	③いよかん+施設愛媛果試第28号+不知火+せとか	1.8ha
	④いよかん+施設愛媛果試第28号+キウイフルーツ	1.6ha
	⑤ぶどう+花木	1.1ha
	⑥いよかん+せとか+カラマンダリン+たまねぎ	2.0ha
	⑦水稻+麦+水稻作業受託	7.0ha
	⑧水稻+麦+キャベツ	6.0ha
	⑨水稻+麦+さといも+ブロッコリー	6.1ha
	⑩水稻+水稻作業受託+夏秋きゅうり	3.5ha
	⑪水稻+施設高設いちご	3.8ha
	⑫水稻+施設トマト	3.35ha
	⑬施設花壇苗	0.4ha
	⑭酪農	経産牛36頭 育成牛21頭 飼料作物12.0ha
組織経営体	⑮水稻+麦+キャベツ+水稻作業受託	20.0ha

目標営農類型基本的指標

1. 類型の設定

本市の各地域における振興作目等を中心とした主要な営農類型を設定した。

2. 規模の設定

10年後に実現の可能性のある、地域他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得と他産業従事者に均衡する年間総労働時間を達成できるような、若者が農業を魅力とやりがいのある職業として感じられる水準とした。

3. 労働力

個別経営体については、主たる農業従事者1人を含む1経営体当たり2から3人(世帯主1人、配偶者、後継者又は両親等1から2人)を、組織経営体については、経営規模に応じて主たる農業従事者おおむね4人とし、不足分は雇用で対応することとした。

補助従事者については、主たる農業従事者とおおむね同じの労働時間として位置付けた。

4. 農地条件

水田については、原則として基盤整備された汎用化水田とし、効率的農作業が行える程度の連担水田とした。

樹園地については、基本的な農道が整備されている緩傾斜園で、園内作業道は、基幹のみ整備されている樹園地とし、効率的農作業が行える程度にまとまった樹園地とした。

5. 栽培技術

現在の技術を基本に将来定着可能な技術水準とした。

6. 価格

最近の需要動向を勘案して設定した。

7. 使用単価等

(1) 農地借入単価：おおむね10a当たり11,000円

(2) 補助従事者単価：おおむね1人、
1時間当たり1,100円

(3) 雇用賃金単価：おおむね1人、
1時間当たり1,100円

【個別経営体】

営農類型	①普通うんしゅう+いよかん+不知火+カラマンダリン
経営規模	〈経営面積〉2.2ha 〈作付面積〉普通うんしゅう0.5ha、いよかん1.2ha、不知火0.3ha、カラマンダリン0.2ha
労働力	主たる従事者1人、補助従事者2人
生産方式	〈主要施設〉 農業用倉庫（100㎡）、貯蔵庫（300㎡）、貯水槽（50m ³ ）、多目的スプリンクラー（220a）、農業用モノレール（400m） 〈主要農機具〉 モノレール運搬機（4台）、普通トラック、コンテナ（6,600個）、動力噴霧器（6馬力） 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式 ・摘果は摘果剤使用 ・うんしゅうみかんはマルチ栽培及び完熟栽培を併用
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

【個別経営体】

営農類型	②いよかん+不知火+せとか
経営規模	〈経営面積〉1.8ha 〈作付面積〉いよかん1.2ha、不知火0.3ha、せとか0.3ha
労働力	主たる従事者1人、補助従事者2人
生産方式	〈主要施設〉 農業用倉庫（100㎡）、貯蔵庫（300㎡）、貯水槽（50 m ³ ）、多目的スプリンクラー（200a）、農業用モノレール（400m） 〈主要農機具〉 モノレール運搬機（4台）、普通トラック、コンテナ（6,600個）、動力噴霧器（6馬力） 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

【個別経営体】

営農類型	③いよかん+施設愛媛果試第28号+不知火+せとか
経営規模	〈経営面積〉1.8ha 〈作付面積〉いよかん1.0ha、施設愛媛果試第28号0.2ha、不知火0.3ha、せとか0.3ha
労働力	主たる従事者1人、補助従事者2人
生産方式	〈主要施設〉 農業用倉庫（100㎡）、貯蔵庫（300㎡）、ハウス施設（20a）、貯水槽（50m ³ ）、多目的スプリンクラー（180a）、農業用モノレール（400m） 〈主要農機具〉 モノレール運搬機（4台）、普通トラック、コンテナ（6,600個）、動力噴霧器（6馬力） 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

【個別経営体】

営農類型	④いよかん+施設愛媛果試第28号+キウイフルーツ
経営規模	〈経営面積〉1.6ha 〈作付面積〉いよかん1.2ha、施設愛媛果試第28号0.2ha、キウイフルーツ0.2ha
労働力	主たる従事者1人、補助従事者2人
生産方式	〈主要施設〉 農業用倉庫（100㎡）、貯蔵庫（300㎡）、ハウス施設（20a）、貯水槽（50m ³ ）、多目的スプリンクラー（160a）、農業用モノレール（400m）、キウイフルーツ棚（20a） 〈主要農機具〉 モノレール運搬機（4台）、普通トラック、コンテナ（6,600個）、動力噴霧器（6馬力） 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式 ・キウイフルーツは平棚栽培
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

【個別経営体】

営農類型	⑤ぶどう＋花木
経営規模	〈経営面積〉1.1ha 〈作付面積〉雨よけぶどう0.3ha、簡易雨よけぶどう0.5ha、花木0.3ha
労働力	主たる従事者1人、補助従事者2人
生産方式	〈主要施設〉 農業用倉庫（100㎡）、貯水槽（50m³）、ぶどう棚（80a）、雨よけ施設（30a） 〈主要農機具〉 管理機、普通トラック、動力噴霧器（6馬力） 〈技術等〉 ・ぶどうは平棚栽培、無核化処理
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

【個別経営体】

営農類型	⑦水稲＋麦＋水稲作業受託
経営規模	〈経営面積〉7.0ha 〈作付面積〉水稲7.0ha、はだか麦7.0ha 〈作業受託面積〉4.0ha（田植え2.0ha、収穫2.0ha）
労働力	主たる従事者1人、補助従事者1人
生産方式	〈主要施設〉 農業用倉庫（100㎡） 〈主要農機具〉 トラクター（30馬力）、田植機（側条施肥機付き乗用6条）、コンバイン（乗用3条）、普通トラック、ロータリーハロー、鎮圧ローラー、ライムソー 〈技術等〉 ・水稲は高速施肥田植機使用 ・水稲は稚苗移植疎植栽培 ・裸麦はドリル播栽培
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

【個別経営体】

営農類型	⑥いよかん＋せとか＋カラマンダリン＋たまねぎ
経営規模	〈経営面積〉2.0ha 〈作付面積〉いよかん0.7ha、せとか0.3ha、カラマンダリン0.3ha、たまねぎ0.7ha
労働力	主たる従事者1人、補助従事者2人
生産方式	〈主要施設〉 農業用倉庫（100㎡）、貯蔵庫（150㎡）、貯水槽（50m³）、多目的スプリンクラー（130a）、農業用モノレール（400m） 〈主要農機具〉 モノレール運搬機（2台）、普通トラック、コンテナ（3,000個）、動力噴霧器（6馬力） 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

【個別経営体】

営農類型	⑧水稲＋麦＋キャベツ
経営規模	〈経営面積〉6.0ha 〈作付面積〉水稲6.0ha、はだか麦3.0ha、キャベツ1.5ha
労働力	主たる従事者1人、補助従事者2人
生産方式	〈主要施設〉 農業用倉庫（100㎡） 〈主要農機具〉 トラクター（30馬力）、田植機（側条施肥機付き乗用6条）、コンバイン（乗用3条）、普通トラック、ロータリーハロー、鎮圧ローラー、ライムソー、移植機、収穫機、マルチャー、動力噴霧器（6馬力） 〈技術等〉 ・水稲は高速施肥田植機使用
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

【個別経営体】

営農類型	⑨水稲＋麦＋さといも＋ブロッコリー
経営規模	〈経営面積〉6.1ha 〈作付面積〉水稲5.0ha、はだか麦4.0ha、さといも0.6ha、ブロッコリー0.5ha
労働力	主たる従事者1人、補助従事者2人
生産方式	〈主要施設〉 農業用倉庫（100㎡） 〈主要農機具〉 トラクター（30馬力、23馬力）、田植機（側条施肥機付き乗用6条）、コンバイン（乗用3条）、普通トラック、ロータリーハロー、鎮圧ローラー、ライムソー、さといも用半自動移植機、ブロッコリー用半自動移植機、局所施肥機、掘取機、さといも分離機、マルチャー、動力噴霧器（6馬力）
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

【個別経営体】

営農類型	⑩水稲＋水稲作業受託＋夏秋きゅうり
経営規模	〈経営面積〉3.5ha 〈作付面積〉水稲3.0ha、夏秋きゅうり0.5ha 〈作業受託面積〉4.0ha（田植え2.0ha、収穫2.0ha）
労働力	主たる従事者1人、補助従事者2人
生産方式	〈主要施設〉 農業用倉庫（100㎡）、きゅうり支柱（50a） 〈主要農機具〉 トラクター（30馬力）、田植機（側条施肥機付き乗用6条）、コンバイン（乗用3条）、普通トラック、耨り機、乾燥機、動力噴霧器（6馬力） 〈技術等〉 ・夏秋きゅうりは共同選果場利用
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

【個別経営体】

営農類型	⑪水稲＋施設高設いちご
経営規模	〈経営面積〉3.8ha 〈作付面積〉水稲3.5ha、施設高設いちご0.3ha
労働力	主たる従事者1人、補助従事者3人
生産方式	〈主要施設〉 農業用倉庫（100㎡）、ハウス施設（500㎡×6棟）、簡易高設栽培装置（一式） 〈主要農機具〉 温風暖房器（6台）、トラクター（25馬力）、田植機（乗用5条）、コンバイン（乗用3条）、普通トラック、動力噴霧器（6馬力）
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

【個別経営体】

営農類型	⑫水稲＋施設トマト
経営規模	〈経営面積〉3.35ha 〈作付面積〉水稲3.0ha、施設トマト0.35ha
労働力	主たる従事者1人、補助従事者2人
生産方式	〈主要施設〉 農業用倉庫（100㎡）、ハウス施設（500㎡×7棟） 〈主要農機具〉 温風暖房器（7台）、トラクター（25馬力）、田植機（乗用5条）、コンバイン（乗用3条）、普通トラック、動力噴霧器（6馬力） 〈技術等〉 ・トマトは環境保全型農業に取り組む
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

【個別経営体】

営農類型	⑬施設花壇苗
経営規模	〈経営面積〉0.4ha 〈作付面積〉花壇苗0.4ha
労働力	主たる従事者1人、補助従事者2人
生産方式	〈主要施設〉 作業場（40㎡）、ハウス施設（500㎡×8棟）、播種プラント、ベンチ、重油タンク 〈主要農機具〉 温風暖房器（8台）、普通トラック（幌付き）、用土混合機、ポットングマシン、フロントローダ、動力噴霧器（5馬力） 〈技術等〉 ・パンジー、ビオラ等の苗物生産
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・パート雇用者の確保による過重労働の防止

【個別経営体】

営農類型	⑭酪農
経営規模	〈飼養頭数〉経産牛36頭、育成牛21頭 〈自給飼料〉飼料作物12.0ha、トウモロコシ4.0ha、イタリアン2.0ha、スーダン6.0ha
労働力	主たる従事者1人、補助従事者1人
生産方式	〈主要施設〉 搾乳牛舎（437㎡）、育成牛舎D型ハウス（200㎡）、堆肥舎（180㎡）、尿溜、飼料タンク（5t用）、バンカーサイロ（30㎡） 〈主要農機具〉 パイプラインミルクカー、バルククーラー（1,500リットル）、バークリーナー 〈共同所有〉 トラクター（45馬力）、トラック（2台）、ディスクハロー、ロールベラー、マニユアスプレッダー、ブロードキャスター 〈技術等〉 ・バークリーナー、パイプライン利用 ・複数経営体で飼料作物生産組合を組織し、機械を共同利用
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・耕畜連携による飼料作物生産・調整コントラクター組織等
農業従事の態様等	・ヘルパーの活用による定期的な休日、休暇の確保

【組織経営体】

営農類型	⑮水稲＋麦＋キャベツ＋水稲作業受託
経営規模	〈経営面積〉20.0ha 〈作付面積〉水稲20.0ha、麦17.0ha、キャベツ3.0ha 〈作業受託面積〉30.0ha（田植え15.0ha、収穫15.0ha）
労働力	主たる従事者4人、補助従事者4人
生産方式	〈主要施設〉 農業用倉庫（100㎡） 〈主要農機具〉 トラクター（50馬力、2台）、田植機（側条施肥機付き乗用6条、2台）、コンバイン（乗用4条、2台）、普通トラック（2t）、ロータリーハロー、鎮圧ローラー、ライムソー、動力噴霧器（6馬力）、移植機、収穫機 〈技術等〉 ・水稲は高速施肥田植機使用
経営管理の方法	・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。
農業従事の態様等	・従業員全員の社会保険への加入 ・労働環境の快適化を進めるため農作業環境の改善を図る



「郊外に残る水田地帯」

葉佐池古墳周辺、松山市

CC BY 4.0 (<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>)

第1に掲げる目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2の効率的かつ安定的な農業経営の指標のおおむね8割とする。

第3

第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

(1) 本市農業の維持・発展に必要なとなる効率的かつ安定的な経営体を育成するために、スマート農業技術を活用した省力化等の農業DXの推進、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保育成に取り組む。

(2) また、本市農業の将来を担う幅広い人材を確保するため、意欲と能力のあるものが円滑に農業に参入し得るように、相談機能の一層の充実を図るとともに、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供受入体制の整備、研修の実施等の支援を行う。

(3) 更に、農業従事者の安定確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定締結による給料制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用システムの整備、労災保険への特別加入を積極的に推進する。

2. 市の取組方針

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

愛媛県、市農業委員会、農業協同組合、愛媛県農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）等と連携しながら、就農相談会を開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携し、生産者との交流の場の設置、農業体験ができる仕組みづくりなど、農業に関する知見を広めることができる取組を実施する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

愛媛県、市農業委員会、農業協同組合、支援センター等と連携・協力し、研修や営農指導などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

② 松山市農業指導センターによる支援

松山市農業指導センターにて、本格的に就農することを希望する人に対して研修を行い、一定の農業技術を有した状態で経営開始できるようにするとともに、経営開始後も、伴走指導の実施や営農相談窓口として寄り添うことで、確実な営農定着へ導く。

③ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域の行事への積極的な参加を促すとともに、集落における話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

④ 経営力の向上に向けた支援

松山市青年農業者連絡協議会への加入を促し、先進地視察研修や消費者との交流の機会を確保する。

⑤ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域で進められる農地集積の取組に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営開始資金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力

を高め、確実な定着へ導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3. 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、関係機関と連携し、就農等希望者への情報提供や相談対応、農用地等の紹介・あっせん等、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 支援センター、市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

- ① 本市は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。
- ② 農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう支援センター、市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集約に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
40%	個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

基幹的農作業：水稲については、耕起・代かき・田植え・収穫、かんきつ栽培についてはせん定・摘果・収穫、その他の作目については耕起・播種・収穫及びこれらに準ずる作業。

○効率的かつ安定的な農業経営における集約についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の集約の割合が高まるように努めるものとする。

2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

県、農地中間管理機構、農業委員会等と連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、農用地の集約化を進めるとともに、第1の3の（2）に掲げる構造再編の方法により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を達成する。

市は、「愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、すなわち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を踏まえて、農業経営基盤強化促進事業を行う。

市は、農業経営基盤強化促進事業の実施に当たり、地域計画内にある農用地の農業上の計画的かつ効率的な利用を積極的に進めること、並びに都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条に規定する市街化区域内（市街化調整区域等の市街化区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農地の存する区域を除く。）では、農業経営基盤強化促進事業を行わないことを原則とし、他の土地利用との調整に配慮しつつ実施する。

また、市は、地域計画への認定農業者をはじめとする多様な経営体等の積極的な位置付けを進め、その内容を尊重するとともに、農地の貸借にあっては農地中間管理事業の活用を軸としつつ、愛媛県、市農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、法第23条第1項の認定に係る農用地利用規定で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体（以下、「農用地利用改善団体」という。）、その他の関係団体と相互に連携を図った上で、農業経営基盤強化促進事業が適切に活用されるよう配慮するものとする。

1. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

（1）協議の場の設置方法

① 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定する。

② 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

③ 参加者

農業者、市、農業委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者

④ 協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤ 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林水産振興課に設置する。

（2）地域計画の区域の基準

農業振興地域内の農用地の農業上の計画的かつ効率的な利用を積極的に進める方向で設定する。

（3）その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

市は、地域計画の策定に当たって、関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を実施する。

2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、農事組合法人その他の団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1から数集落）とするものとする。

ただし、上記によりがたい場合は、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障を来さない限り、集落の一部を除外した区域とすることを妨げないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ. 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ. その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項について実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① 農協法第72条の10第1項第1号の事業を行う農事組合法人その他の団体（施行令第11条に定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。）であって、(2)に規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ当該地区内の農用地につきバンク法第18条第5項第4号の権利を有する者の3分の2以上が構成員となっているものは、基本要綱様式第6-1号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア. 農用地利用規程の内容がこの構想に適合するものであること。
 - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその

他施行令第11条に定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項

エ. 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次の要件に該当するときでなければ、(5)の①の認定をしない。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②に掲げる事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用規定の変更等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、市の認定を受けなければならない。ただし特定農業団体が農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。)第21条の3で定められた特定農業団体の組織の変更又は規則第22条で定められた農用地利用規定の軽微な変更をしようとする場合はこの限りでない。

② 認定団体は、①のただし書きの場合(同項ただし書きの規則第22条で定められた農用地利用規定の軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更をした農用地利用規程を市に届け出なければならない。

③ ②の届出は②の届出をしようとする団体の代表者が、届出書に特定農用地利用規程及び特定農業団体が法第24条第1項の規定するところにより農業経営を営む法人となったことを証する書面を添えてしなければならない。

④ 市は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定の変更の認定又は届け出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないと認めるとき又は施行令第13条に掲げる事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

⑤ (5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届け出について準用する。

（８）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。
- ② 認定団体は①の勧奨をするに当たり、規則第25条の２の配慮をすることができる。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（９）農用地利用改善団体に対する指導・援助

- ① 市は、農用地の有効かつ適切な利用を図るために必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促すものとする。
- ② 市は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、市農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努めるものとする。

３．農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業支援サービス事業体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

（２）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、その組合員に係る農用地の利用関係又は農業経営の改善を図るため、農作業の委託のあっせん、農作業の委託を受ける農業者の組織化の推進等により、委託を受けて行う農作業の実施の促進に努めるとともに、農業従事者の養成及び確保の円滑化に努めるものとする。



「島しょ部の移住拠点」

ハイムインゼルごごしま、松山市

CC BY 4.0 (<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>)

第6 その他

この構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し、必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この構想は、令和8年9月4日から施行する。



MATSUYAMA OPEN DATA

本書で使用する画像は松山市オープンデータサイトで公開されています
<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/opendata/top.html>